

つくばみらい市民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱（平成29年つくばみらい市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「60,000円」を「70,000円」に改める。

第13条第2項中「補助金の交付期間内に補助対象要件を欠くことになった場合又は家賃に未納があった場合は、当該事実の発生した月以降の交付は行わないものとする」を「補助金の交付期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実の発生した月以降の交付は行わないものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第3条に規定する補助対象要件を有しなくなったとき。
- (2) 家賃に未納があったとき。
- (3) 第2条第2号に規定する要件を満たさなくなったとき。

第13条第3項中「条例第6条第1項第3号に掲げる金額を超える場合は、当該対象年度の交付は行わないものとする」を「前項第3号の場合において、賃貸者の都合による場合は、当該年度内は交付を行うものとする」に改め、同条第4項中「転居前に交付を受けた補助金の額を超えないものとする」を「転居後の家賃に基づいた補助金の額とする」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。